

2024年12月19日

各省庁・企業・団体 ローマ字表記所管部署の長 様  
ローマ字表記関係者 様

カナモジカイ  
代表 岡田 耕

ローマ字使用の在り方に関するパブリックコメントについて(緊急アピール)

文化庁国語課は、本年12月13日付けで「これからの時代におけるローマ字使用の在り方に関する意見募集」の実施を告知しました。(提出期限：明年1月13日)

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001404&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001404&Mode=0)

このことについて、民間の日本語研究団体である当会は、下記のとおり意見をまとめましたので、各位が意見募集に応じるときには、ご参考にされますよう切にお願い申し上げます。

記

文化審議会国語分科会が文部科学大臣の諮問によりまとめた「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理(案)」には、諮問が求める「将来に向けてローマ字つづりを安定させる」という観点から見て、いくつかの疑義があります。わたくしどもは次のように思料いたします。

1. 「3 はねる音(撥音)「ン」は、例に示すようにnと書くこととする。」及び「4 つまる音(促音)は、例に示すように最初の子音字を重ねて表すこととする。」について、再検討を求めたい。

(理由)

- (1) この案に従えば、たとえば「新橋」は「Shinbashi」、「倶知安」は「Kucchan」と書くことになりますが、現状では、「p、b、m」の前の撥音は「m」、「ch」の前の促音は「t」とするのが慣用として定着しています。「Shimbashi」「Kutchan」。(この書き方が圧倒的多数であることは、ローマ字小委員会がまとめた「ローマ字のつづり方に関する実態調査 結果の概要」を見ても明らかです。) よって、この案は「社会の実態を踏まえ」ることを求める諮問の意向に沿っていません。この案が採用されれば、ローマ字のつづり方を安定させるどころか、かえっ

て混乱をもたらし、円滑なコミュニケーションを阻害することは必定です。

(2) また、諮問は、現在のローマ字は「多くの場合固有名詞を中心とした単語の表示に使われています。その主な使用目的は、日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであるとも言えるでしょう。」としています。これもまた「社会の実態」の一側面ですが、この案のつづり方では、日本語を母語としない人たちにとって発音しにくい、分かりにくいものとなります。

2. 「5 長音で発音される語は、例に示すように、母音字の上に符号（「<sup>~</sup>」）を付けて表すほか、母音字を並べてもよいこととする。また、母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いることとする。」について、再検討を求めたい。

(理由)

(1) 長音を表わすのに、長音符号を付ける方法と母音字を並べる方法のふたとおりの書き方を同格のものと認め、しかも「直ちに表記の変更を求めるものではない」というのでは、実質的に「Tōkyō」「Toukyou」「Tokyo」などのすべてを認めるということになりますが、これはローマ字のつづり方の揺れを助長し、更なる混乱の渦に巻き込み、円滑なコミュニケーションを阻害することになります。

(2) 現代仮名遣いに基づきオ列長音を「o u」と表記することは、行政や交通機関など公共の場ではほぼ行われていません。（このことも「ローマ字のつづり方に関する実態調査 結果の概要」を見れば明らかです。）このような案は、「社会の実態」から著しくカイ離したものと言わざるを得ません。また、諮問は「国語は（中略）いたずらにこれを改めようとするべきものではありません。」としています。長音は従来の長音符号を用いる方法で示せるにもかかわらず、現実にはほぼ使われていない現代仮名遣いに基づく表記を新たに導入することは、「いたずらに」国語を「改めようとする」ものであり、諮問の意向に沿わないものです。

(3) 日本語を母語とする人であれば「Tōkyō」も「Toukyou」も「Tokyo」も同一の語を示すことが分かるかも知れませんが、現代仮名遣いによって書くのは「分かりやすく迷うことのない」ことかも知れません。しかし1で述べたように、ローマ字表記の主な使用目的は「日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のため」、つまり仮名遣いの知識など持たない人たちのためです。同じ音に対して複数のつづりがあり（oo、ou）、あるいは逆に音では区別している語が文字では区別できない（「格子」も「子牛」も「koushi」となる。）この案によるつづりは、彼らには「分かりにくく迷い易い」ものでしかないでしょう。

(4) ローマ字のつづり方には、誰もが納得する最適解はない、ということが前提として了解されているはずですが、であれば、現状をそのまま認めるというのが最善の

策です。すなわち「長音は長音符号を用いて示すことを本則とし、それができない場合は長音符号を省略することを許容する。」とすれば、現に行われている長音符号を用いる方式（鉄道の駅名板など）やそれを省略する方式（パスポートや「英語に準じたとも言える」表記など）のいずれとも合致し、現状に混乱を来す恐れは生じません。もちろん、今後は長音符号を省略しない方式を推奨していくべきであることは言うまでもありません。

3. 「11（後段）個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重するよう配慮することとする。」については、次のとおり具申し上げたい。

姓名のローマ字表記については、規準となるものがが必要です。内閣告示よろづりを規準とし、唯一公的な表記（ローマ字書きの本名）とするべきです。そしてそれは、読み仮名から機械的に転換できるものでなければなりません。

「Ohtani」「Coco」の類は、ペンネーム、芸名、通称名等として認められるべきものです。必要に応じ公的な表記と併記することも考えられるでしょう。

（理由）

(1) 公的な規準（内閣告示）によるつづり方が行われない場合、例えば英語の文章の中で日本人の姓名を書くとき、その日本人がどのように自分の姓名をつづっているのかを確認しなければ正しく書けないこととなります。しかし、一人ひとりの姓名のローマ字のつづりを調べることなど不可能です。

このことはまた、ローマ字で日本の人名を検索するときなどにも大きな支障となります。

(2) 契約を交わす際、ローマ字書きでの署名でも有効とされる場合があります。しかし、署名が公的な規準によらないものである場合、本人であることをどのようにして確認できるでしょうか。「Ohtani」と署名されていれば「大谷」とすると日本語を母語とする人であれば見当がつくでしょうが、「Autanee」のようなつづりが使用されていたら、本人同一性の確認は困難です。トラブルを未然に防ぐには、ローマ字による姓名の公的なつづりは、読み仮名が分かれば誰が書いても同じものになるものでなければなりません。

以上

カナモジカイ

住所：東京都渋谷区道玄坂1-10-8

渋谷道玄坂東急ビル 2F-C

メールアドレス：info@kanamozi.org